設立当初において関西広域連合で制定する例規(条例)について

資料3

	名	主な内容	備考	
総	規			
1	関西広域連合公告式条例	・条例公布の際には連合長が署名 ・条例及び規則の公布は、本部事務局の掲示版に掲示	設立時専決	
2	関西広域連合の休日を定める条例	・広域連合の休日:日曜日、土曜日、国民の祝日、12月29日~1月3日	設立時専決	
議会				
3	関西広域連合議会定例会の回数に関する条例	・連合議会定例会の回数:年2回を想定		
監査				
4	関西広域連合監査委員条例	・例月出納検査:毎月25日に実施 ・監査結果等の公表:公告式条例の例により実施		
組織				
5	関西広域連合事務局設置条例	・本部事務局及び6つの分野事務局を設置(資格試験は本部事務局に設置) ・各事務局の所管事務を規定	設立時専決	
6	関西広域連合附属機関設置条例	・広域連合協議会、情報公開審査会、個人情報保護審議会、 非常勤職員災害補償認定委員会、非常勤職員災害補償審査会を設置		
情報公開及び個人情報保護				
7	関西広域連合情報公開条例	対象機関:連合議会、広域連合長、選挙管理委員会、監査委員公文書の公開:公開請求権、非公開文書、公開決定期限等情報公開の推進:会議の公開、費用負担、運用状況の公開等		
8	関西広域連合個人情報保護条例	・対象機関:連合議会、広域連合長、選挙管理委員会、監査委員 ・個人情報の保護:情報開示、利用停止の請求権及び手続、不服申立等		
人	人事・服務			
9	関西広域連合職員定数条例	・本部事務局職員定数 15人(分野事務局職員は定数外)・議会の事務部局職員 2人・選挙管理委員会の事務部局職員 2人・監査委員の事務部局職員 2人・議会など他の事務部局は本部事務局職員が兼務	設立時専決	
10	関西広域連合職員の分限に関する条例	・分限処分の際は、意見聴取、医師診断、書面交付等を実施	設立時専決	
11	関西広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	・懲戒手続の際は、意見聴取、書面交付等を実施 ・減給処分の給与減額、停職期間を規定	設立時専決	
12	関西広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	・職務専念義務免除項目(研修参加、厚生計画参加等)を規定	設立時専決	
13	関西広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例	・勤務時間:1週間当たり38時間45分 ・週休日の振替、時間外勤務代休時間等に関する事項を規定	設立時専決	
14	関西広域連合財政及び人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例	・人事行政(毎年12月末までに公告式条例の例により公表) ・財務状況(6月及び12月に歳入歳出予算執行状況等を公表) 公表は、公告式条例の例によるほか、本部事務局で閲覧可能とする		
15	関西広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例	・連合議員その他非常勤職員の公務災害又は通勤災害に関する事項 ・補償の種類、補償基礎額の算定、不服申立に関する事項を規定	設立時専決	
給与等				
16	関西広域連合職員の給与に関する条例	・構成団体から給与支給を受けている職員には給与支給しない旨規定	設立時専決	
17	関西広域連合職員の旅費に関する条例	・各府県条例を参考に、広域連合における基準を規定 ・非常勤特別職員の費用弁償額の算定について準用	設立時専決	
18	関西広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例	・議長:年額3万6千円、副議長:年額3万円、議員:年額2万4千円 ・年度末月に在職月数に応じ月割支給		
19	関西広域連合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例	・広域連合長及び副広域連合長は支給しない ・選挙管理委員会委員、監査委員、附属機関委員等が対象 ・報酬は日額(8千円~5千円)とし、勤務の都度支給		
財	財務			
20	関西広域連合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	・普通財産、行政財産、物品の交換、譲渡及び貸付に関する事項を規定		
21	関西広域連合議会の議決を要する財産の取得又は処分を定める 条例	・契約:予定価格 5 億円以上の工事又は製造の請負 ・財産の取得又は処分:予定価格 7 千万円以上の不動産等の買入、売払		
22	関西広域連合長期継続契約に関する条例	・契約対象:電子計算機借入、庁舎管理業務委託等		